

令和6年度 大阪“みなと”貨物集貨事業補助制度 実施要領

【大阪“みなと”食輸出促進事業】

本実施要領の位置付け

本補助事業は、**大阪市補助金等交付規則**（平成18年大阪市規則第7号、以下「交付規則」という。）及び**大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付要綱**（以下「交付要綱」という。）に基づいて実施しています。

本実施要領は、交付要綱に関し必要な事項を定めているほか、補助金の交付申請から補助金の交付までの手続きを詳しく説明しています。

事業者の皆様におかれましては、本実施要領だけでなく、交付規則及び交付要綱についても、必ずご確認ください申請手続きを行ってください。

1 目的

本補助事業は、大阪港が共通の背後圏を有する府営港湾と一体となって、各々の強みを活かした集貨策を講じていくことで、大阪港における取扱貨物量を増加し、将来的な定期航路の増便や新規定期航路の就航をめざし、さらなる国際競争力の強化を図ることを目的に実施するものです。

2 補助内容

（1）対象事業者

荷主（生産者団体・商社含む）及びフォワーダー（共同申請）

（2）補助対象

府営港湾エリアに立地する冷蔵倉庫（堺青果センター等）を活用し、大阪港で輸出を行う事業（大阪“みなと”食輸出促進事業）において、交付決定日から令和7年1月31日（金）までの貨物量と前年度における同期間の貨物量を比較して増加しているコンテナ貨物量（以下「補助対象貨物量」という。）とします。ただし、堺泉北港及び神戸港から大阪港へ利用転換を行った事業を除きます。

また、補助対象貨物量は、申請年度の4月1日から翌年1月末日までと前年度における同期間を比較して増加した貨物量を上限します。

なお、前年度に実績がない場合は、交付決定日から令和7年1月31日（金）までの貨物量を補助対象貨物量とします。

（3）補助金額

- ・単価：1TEUあたり30,000円
- ・補助金の限度額：1申請あたり3,000,000円

(4) 補助対象期間

交付決定日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

3 申請方法

(1) 提出書類

- ・ 大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 添付書類（事業計画書、申請者の会社概要を確認できる資料、申請者とは異なる第三者（外航船社等）が作成する前年度の輸送実績を確認できる資料）

※申請内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 申請書類の受付期間及び提出場所

期間：令和 6 年 4 月 25 日（木）～令和 6 年 11 月 29 日（金）

（土、日、祝日を除く）

9:00～17:30（ただし 12:15～13:00 を除く）

※事業開始の 30 日前までにご提出ください。

場所：大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 ATC ビル ITM 棟 10 階

大阪港湾局計画整備部振興課（事務局）

電話：06-6615-7781

(4) 提出方法

申請書等の提出時に、申請内容についてのヒアリングを行いますので、事前に連絡・予約のうえ、上記提出場所まで申請書等を持参してください。

なお、補助金交付予定額の合計が予算額に達した場合には、申請の受付を終了します。

4 補助金交付対象事業の決定

(1) 補助金交付決定

（注）補助金交付決定とは、本市の補助事業として認定されることを意味します。

提出された申請書に基づき、本市が補助金の交付を決定します。（以下「交付決定」という。）

補助金の交付の申請が到達した日の翌日から起算して 30 日以内に、交付決定した事業につきましては、書面で申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」を送付します。交付決定しなかった場合につきましても、申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）」を送付します。

なお、申請者において交付決定の内容等に不服がある場合は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請取下書（様式第 4 号）」を提出し、申請の取り下げを行うことができます。

（２）事業計画の変更

交付決定後に事業計画を変更する必要がある場合、「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認申請書（様式第５号）」を速やかに提出してください。個別に事情をお伺いしたうえで、計画変更の可否を判断いたします。なお、交付決定金額及び補助事業の目的に変更がないものについては、軽微な変更とし、事業計画の変更を申請する必要はありません。

補助事業変更が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更承認通知書（様式第７号）」を送付します。認めなかった場合につきましても、申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金変更不承認通知書（様式第９号）」を送付します。

（３）事業の中止又は廃止

交付決定後に事業を中止又は廃止する際には、速やかに「大阪“みなと”貨物集貨事業中止・廃止承認申請書（様式第６号）」を提出してください。

補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第８号）」を送付します。認めなかった場合につきましても、申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金中止・廃止不承認通知書（様式第１０号）」を送付します。

（４）事情変更による補助金交付決定の取り消し

交付決定後に本市の事情変更により特別の必要がある場合は、書面で申請者あてに「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第１１号）」を送付して、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があります。

５ 補助金の交付

（１）実績報告書類の提出

＜提出書類＞

- ・ 大阪“みなと”貨物集貨事業補助金実績報告書（様式第１２号）
- ・ 添付書類（補助金の交付決定額とその精算額、補助事業の実績（貨物の取扱い実績）を確認できる書類）

※報告内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

＜提出方法＞

期限：事業が完了した日の翌日から起算して１０日以内又は令和７年２月１０日（月）のいずれか早い日まで

方法：電子メールにより事務局あて送付（送付先：na0004@city.osaka.lg.jp）

（２）補助金の額の確定

提出された報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを

調査し、補助金の交付額を確定します。なお、交付額は、「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金額確定通知書（様式第 13 号）」により補助事業者あて通知します。

（３）補助金の請求

補助事業者は、速やかに所定の請求書（参考様式）に必要事項を記入し、事務局に提出してください。

（４）補助金の交付

補助金は、補助事業者から請求があった日から 30 日以内に交付します。ただし交付決定を取消した場合は、補助金は交付しません。

（５）補助金の取消し

補助金を交付した後、虚偽の申請・不正行為等が明らかになった場合は、「大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）」により交付決定を取り消します。

また、補助事業者名及び不正の内容を公表する場合があります。

（６）その他

- ・ 補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、立会いによる実地の確認を実施する場合があります。
- ・ 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類・帳簿類を 5 年間保存してください。

6 スケジュール（交付申請の受付から補助金交付までの流れ）

（凡例）

事業者

大阪港湾局

令和6年4月25日～
令和6年11月29日

補助金の交付申請書類の提出

- ・大阪“みなと”貨物集貨事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・申請者の会社概要を確認できる資料
- ・申請者とは異なる第三者（外航船社等）が作成する前年度の輸送実績を確認できる資料

補助金交付決定通知

変更又は中止・廃止承認申請

変更又は中止・廃止承認通知

事業完了の翌日から起算して10日以内又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに提出

実績報告書類の提出

- ・補助金の交付決定額とその精算額
- ・補助事業の実績（貨物の取扱い実績）を確認できる書類
- ・その他市長が必要と判断する書類

令和7年3月中旬

補助金額確定通知

令和7年3月中旬以降

補助金交付請求

交付請求から30日以内

補助金の交付